

様式第2号（第3条関係）

緊急通報システム利用に関する承諾書

令和 年 月 日

（あて先）前橋市長

住 所
利用者 氏 名
電話番号

私は、前橋市と業務委託した業者の緊急通報装置を利用するにあたり、次のことを承諾いたします。

- 1 緊急通報装置を利用するにあたり、私が提供した個人情報等を緊急通報装置設置業者、消防局、警察署、民生委員等に提供すること。
- 2 装置の一部を紛失したときは弁償すること、または機器の破損により修理が必要な場合は、その費用について負担すること。
- 3 何らかの事情で、私と連絡が取れなかつたり、急病等で家の中で倒れている等で状況確認ができないときに、必要に応じて安否確認のために訪問した協力員等が、やむを得ず敷地内や家の中に立ち入ること。
- 4 上記3の理由で、協力員や消防署員、警察署員、市役所職員等が家の中に入るために行う行為（例えば、窓ガラスを割って家の中に入る行為等）により受けた損害については、賠償を求めないこと。
- 5 住所・電話番号・緊急連絡先が変わったとき、入院等により一時的に緊急通報装置を利用しなくなったとき、入所等により緊急通報装置が不要になったときは、本人もしくは利用者の関係者が前橋市へ速やかに連絡すること。
- 6 緊急通報装置を必要としなくなったとき、前橋市に連絡するとともに、撤去を速やかに返還すること。速やかに返還されない場合は、損害賠償に責任をもって応じること。
- 7 介護保険料所得段階が市民税課税世帯に該当するものとされる場合は、利用料の一部として月額1,000円（税込み）を負担すること。なお、長期にわたり支払えないときは緊急通報装置の撤去に応じること。
- 8 （固定電話用の通報機器を利用する場合）NTTアナログ電話回線での利用が前提となっているため、緊急通報機器をNTTアナログ電話回線に直接接続していない状態において発生した不具合に起因する苦情または賠償を求めないこと。